

第3回 岐阜県地方独立行政法人評価委員会

— 議 事 要 旨 —

1 日 時 平成21年11月27日(金) 13:30~16:30

2 場 所 岐阜県庁 議会東棟2階 第2面会室

3 出席者

〔委員〕 犬塚委員長、石原委員、林委員、松波委員

〔専門委員〕 (県立病院関係) 金山専門委員、小林専門委員(途中退席)
(県立看護大学関係) 片桐専門委員、橋本専門委員

〔設立団体〕 (県庁) 富田健康福祉部長、平山医療技監、中島県立病院・看護大法人化推進室長、
塚本県立病院法人化推進担当課長補佐、長屋看護大学法人化推進担当課長補佐 他
(総合医療センター) 渡辺院長、清生副院長兼事務局長
(多治見病院) 舟橋院長、岩田副院長兼事務局長、原田副院長
(下呂温泉病院) 山森院長、宇野事務局長
(看護大学) 平山学長、佐藤事務局長

4 議 題(審議事項)

【県立病院関係】

〔議題1〕 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の中期目標について

〔議題2〕 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の中期計画(素案)について

〔議題3〕 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の役員報酬等の支給基準について

【県立看護大学関係】

〔議題4〕 公立大学法人岐阜県立看護大学の中期目標について

〔議題5〕 公立大学法人岐阜県立看護大学の中期計画(素案)について

〔議題6〕 公立大学法人岐阜県立看護大学の役員報酬等の支給基準について

5 議事要旨

○健康福祉部長あいさつ

○委員長あいさつ

(1) 県立病院関係議事

○岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例第6条第2項の規定による会議の成立を確認。

〔議題1〕 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の中期目標について

○設立団体(県立病院・看護大法人化推進室)から、3法人の中期目標(案)について説明。

〔資料1-1、1-2、1-3〕

○委員・専門委員から、意見・質疑はなかった。

○当評価委員会から知事に対し、3法人の中期目標についてはそれぞれ今回提示された案のとおりとすることが適当である旨の意見書を提出することで、出席委員・専門委員6人全員が一致。また、今後3法人の中期目標について字句や表現の変更があった場合も、内容に影響がない限りにおいて、委員長及び事務局に一任することについても一致。

【議題2】 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の中期計画（素案）について

○各県立病院院長から、3法人の中期計画(素案)について説明

〔資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2-4〕（なお、小林専門委員は途中退席。）

○委員・専門委員からの意見・質疑

ア. 岐阜県総合医療センターについて

【金山専門委員】

・保証金制度というのは、患者の未収金の発生を防止するための保証金ということか。

⇒ **【渡辺総合医療センター院長】**

・例えばホテルでは前もって保証金を払うというようなことがあるが、はたして病院でそれができるのかを検討している。患者側と医療機関側との信頼関係の問題になるが、そういうことも考えていきたい。

⇒ **【金山専門委員】**

・そうすると、生活に余裕のある方は自ら保証金を納めてでも医療を受けられるが、生活が苦しい方に対しては、行政が何らかの支援をするような体制も考えていかなければならないのではと考える。

⇒ **【渡辺院長】**

・全員一律に保証金を納めてもらうわけではなく、前もって保証金をいただくことが必要な場合のみということで考えている。

イ. 岐阜県立多治見病院について

【松波委員】

・人事評価はドクターも対象か。

⇒ **【舟橋多治見病院院長】**

・ドクターこそ必要ではないかと考えている。ただ、それには人事評価のシステムを作らないと平等な評価ができない。評価をしてもそれを納得させるだけの説得力が必要。そのためのシステムの構築が大変である。まだシステムはできておらず、現段階ではあくまで目標ということである。

【石原委員】

・認知症は精神科で診療するのか。老人科のようなものがあるのか。

⇒ **【舟橋院長】**

・多くは精神科になる。

ウ. 岐阜県立下呂温泉病院について

【石原委員】

- ・療養型病床を増やすことだったが、前政権下での国の方針では、無くしていくという流れがあったが、逆行しないか。

⇒【山森下呂温泉病院院長】

- ・下呂地域では名鉄下呂病院が療養病床を100床持っていたが、2年前に名鉄下呂病院が閉鎖になり、飛騨地域・下呂地域は全国でも最も療養病床の少ない地域になった。現在、下呂市立金山病院にも療養病床はあるが、病室が古くほとんど使えていないと聞く。当時の100床全部が必要ということではなく、また金山病院も移転新築後に49床を整備する予定であるが、当時、名鉄下呂病院の療養病床は100床のうち60床程度が稼働し、そのうちの50床程度は下呂温泉病院からの患者で占められていたので、今後も療養病床は必要だろうと考えている。

【松波委員】

- ・一般県民の目線からは、下呂温泉病院には、その名称が示すとおり「温泉」に力を入れて欲しい。研究内容、調査内容、新病院のコンセプトにも温泉という対応が全くされていないのは、あえて経営的な面でいわゆる温泉療法やリハビリテーションから撤退するということなのか。一般県民の希望とは少し異なるように思われるが。

⇒【山森院長】

- ・温泉療法やリハビリテーションは、診療報酬上も厚労省の認識も非常に厳しい状況にある。急性期病院として、今後も「温泉」を中心とうたうのが本当に良いのかということ。また、リハビリを売りにして研修医が来るかということ、まず来ない。名称に「温泉」とあるだけで、急性期病院として認識されず、研修医が集まりにくいことがある。こういったことから、今後急性期病院として運営していく上で、「温泉」というのはむしろ障害になるのではと考えている。

⇒【松波委員】

- ・(中期目標・中期計画でも) 名称に「温泉」とあるが。

⇒【山森院長】

- ・新病院の完成までは現在の「下呂温泉病院」の名称のままであるが、新病院が完成したときに名称を変更することは考えている。

⇒【松波委員】

- ・一般県民の希望としては、温泉療法といったものへの希望は強いように思う。また、病院間の機能分担という点でも、温泉というのは大切ではないかというイメージがあるが。やはり経営という観点となると違ってくるということとはよく分かる。

【議題3】 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の役員報酬等の支給基準について

○設立団体(県立病院・看護大法人化推進室)から、3法人の役員報酬等の支給基準について説明

[資料3、資料3-2、資料3-3]

○委員・専門委員からの意見・質疑

【林委員】

- ・非常勤役員の報酬について、理事は日額とし、監事は年額としている理由は、

⇒【塚本課長補佐】

- ・理事については、理事会構成メンバーであり、理事会開催の都度業務が発生するため、日額で支払うこととしている。一方、監事については、業務監査、会計監査を行うに当たり、その時だけというよりも、会計書類の検査等、年間を通じて継続的に業務が発生するため、年額で支給してはどうかと考えている。

⇒【富田健康福祉部長】

- ・要するに、監事は、理事会等出席時や法人事務所での監査実施時だけでなく、書類を持ち帰って一定期間継続して監査を実施するなどの場合もあるため、公認会計士協会や弁護士会とも相談しながら、法人に足を運んだときに日額で支払うだけでは、監事の業務の実態に合わないのではないかと考えている。年額で支給するという案とした。

【石原委員】

- ・非常勤の役員に対して報酬は払えるものなのか。私どもの法人（社会福祉法人）の場合は役員に報酬は払えないと指導されたが。

⇒【塚本課長補佐】

- ・社会一般の情勢に適合しているかという観点からも、地方独法化先行団体との均衡を重視している。先行団体では、非常勤役員には、報酬とともに、費用弁償としてその都度かかった分の旅費を支払っている。地方独立行政法人においては法律等による制限は無いので、実態に合わせて支払ってはどうかと考えている。

【石原委員】

- ・監事の報酬は非常に高いかなという感じがするが。一般的にこの程度のものなのか。

【犬塚委員長】

- ・他の施設との比較といったものはあるのか。

⇒【中島県立病院・看護大法人化推進室長】

- ・資料3-2で先行事例との比較を行っている。例えば静岡県では監事は月額10万円で年間120万円、事例が多い月額5万円のところは年額60万円になる。年額90万円というのは秋田県と同じになる。90万円という金額は、監事に年間どれくらいの業務を行ってもらう必要があるかを時間数で積算した上で算出している。単価で言えば1時間当たり1万5千円程度を見込んでいる。非常勤理事は日額3万円だが、1回の理事会の所要時間が2時間程度として1時間当たり1万5千円程度であり、同程度の水準としている。その上で、監事の業務量により年間90万円という積算をしている。

【金山専門委員】

- ・こうした報酬を出すということは、それなりの責任が伴うものと思う。そういった責任については、文書として、契約として交わすのか。報酬に対応する明確なものがあつた方が、県民、生活者に対して説明しやすいと思うが。

⇒【中島室長】

- ・監事の業務内容については法人の規程で定める。監事は理事長と同じく知事が任命するが、その上で、その業務については法人の規程で定めることになる。

⇒【平山医療技監】

- ・監事については非常に多くの監査項目、業務内容があり、年に1~2回のその場限りの監査ではとても対応できないと考えている。また、監事というのは、その場限りの責任ではなく、法律で

設置が定められ知事が任命する職としての責任を負うものであり、例えば会計監査の中で見落としがあれば、当然監事も責任を問われることになる。そういった責任を負ってきちっとやっていただけだけの報酬として、適当な金額だと考えている。

⇒【金山専門委員】

- ・よく分かった。

【林委員】

- ・常勤役員に対する地域手当は、どういった地域において支給されるのか。

⇒【塚本課長補佐】

- ・職員に支払う地域手当と同じものを考えている。岐阜県内では岐阜市等が支給対象地域となっており、今回の3法人では総合医療センターと多治見病院が支給対象になる。下呂温泉病院は地域手当の支給対象外となる。

【林委員】

- ・職員を含めた退職金について、将来の退職金の支給額を算定して、それを債務として計上するのか。また、それに対応する積立は行ってゆくのか。

⇒【塚本課長補佐】

- ・地方独立行政法人会計基準に従い、退職手当の引き当てを行う予定である。

○連絡事項等

—— 休憩・出席者交替 ——

- 県立病院関係議事関係者（金山専門委員、渡辺院長、清生副院長兼事務局長、舟橋院長、岩田副院長兼事務局長、原田副院長、山森院長、宇野事務局長） 退席
- 看護大学関係議事関係者（片桐専門委員、橋本専門委員、平山学長、佐藤事務局長） 着席

(2) 看護大学関係議事

- 岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例第6条第2項の規定による会議の成立を確認。

【議題4】 公立大学法人岐阜県立看護大学の中期目標について

- 設立団体（県立病院・看護大法人化推進室）から、当法人の中期目標（案）について説明。〔資料4〕
- 委員・専門委員から、意見・質疑はなかった。
- 当評価委員会から知事に対し、当法人の中期目標についてはそれぞれ今回提示された案のとおりとすることが適当である旨の意見書を提出することで、出席委員・専門委員6人全員が一致。また、今後当法人の中期目標について字句や表現の変更があった場合も、内容に影響がない限りにおいて、委員長及び事務局に一任することについても一致。

【議題5】 公立大学法人岐阜県立看護大学の中期計画（素案）について

- 看護大学事務局長から、当法人の中期計画（素案）について説明〔資料5、資料5-2〕

○委員・専門委員からの意見・質疑

【林委員】

- ・資料5-2の9ページの収支計画について、費用の部と収益の部は上下反対ではないか。

⇒【佐藤看護大学事務局長】

- ・先行都道府県の例を参考に作成している。

⇒【中島室長】

- ・確認して次回の会議で報告させていただく。

【橋本専門委員】

- ・資料5の9ページ(3)外部諸機関との連携に関して、来年度からは、岐阜県内の4校で看護学部が設置されることになることから、県立大学としてリーダーシップを発揮して、こうした大学の連携ということも記載してはどうか。

⇒【平山看護大学学長】

- ・8ページの(3)ウにあるように「県内看護系大学等教育機関とも協働しながら」ということで、中心になってとは書いてはいないが、専門委員の言われることも考えている。県立大学としてリーダーシップを持って、看護職能団体と県の看護政策担当と大学とで連携しながら方針を決めていくことを想定している。

⇒【橋本専門委員】

- ・行政が音頭をとってもよいが、県内看護大学協議会のようなものを開催してもよいのではないかと。大学それぞれがばらばらではいけない。一番問題なのは実習施設の確保であり、保健所に関する実習場をどうしていくかなどでは、大学間で何らかの調整が必要なのではないかと。

【石原委員】

- ・資料5の11ページの評価制度の構築は、具体的には来年度実施するのか。

⇒【佐藤事務局長】

- ・中期計画の期間は6年間なので、その間に実施する。

⇒【犬塚委員長】

- ・この評価は、事務職員だけでなく教職員も対象か。

⇒【佐藤事務局長】

- ・教職員も含めている。

⇒【犬塚委員長】

- ・教員は、自己点検、自己評価に加えて評価もするということですね。

【犬塚委員長】

- ・国際化という視点では何か考えがあるか。研究レベルでの交流とか、現在、看護資格のある方が外国から来ており、そうした方の中には優秀な方もいて学術的にもがんばろうとされたりしているが、そうした方を援助したりとか。

⇒【平山学長】

- ・特に積極的には考えていないが、研究や教育を実施するには国際的な水準で行っていく必要があることから、あるエリアに対して責任を持って看護の人材の確保を考えていこうとしている海外の大学に情報収集に行ったりすることは大いに取り組んでいる。ただ、それが大学院の研究課程を変更するなどの形あるものとして現れてくるには至っていない。現時点では中期計画に上げる段階にない。

【松波委員】

- ・留学生は受け入れられるのか。また、留学生に対する教育上の優遇措置はどうか。試験に合格することは難しいだろう。今のところ、留学生は来ていないか。

⇒【平山学長】

- ・はい。そういう制度も持っていない。

【松波委員】

- ・留学生を受け入れる場合は、予算はどうなるのか。岐阜大学ではどうか。

⇒【犬塚委員長】

- ・留学生は大学院生で、国費留学が若干名で、多くが私費留学である。

⇒【松波委員】

- ・将来的に留学生を受け入れる制度を作らなくてもよいのか。

⇒【平山学長】

- ・この6年間で活性化する状況ではないかと考えている。

【林委員】

- ・留学生が研究員という立場で聴講するという制度はないか。

⇒【平山学長】

- ・研究員ではなく、科目履修生という制度がある。制度はあるが、現在、利用はない。

【片桐専門委員】

- ・平成22年度に第2回目の大学認証評価を受けられるということですが、(財団法人)大学基準協会の審査も厳しくなっており、いわゆる3つのポリシー、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの3つがきちんと位置づけられているかどうかを見るようだ。この計画の中にそういうものが、あぶり出しのように見えるとよい。

⇒【平山学長】

- ・今、自己評価の評価書を作っており今年度中に提出するというところで、12月中に完成させるというところで取り組んでいるところ。この中期計画で計画しているところを視野に入れながら行っている。

【片桐専門委員】

- ・8月に新聞で「大学における看護系人材養成のあり方に係る計画」が出ていた。私が先の評価委員会で教養教育が大変重要だと話した。昨年度中央教育審議会が答申の中で専門科目の必修が大変多くて、いわゆる専門教育に偏りすぎていると言い、学部教育から全人教育に移行するという内容が出ている。この目標にも教養科目の充実があってよいと感じているが、看護学基礎カリキュラムとこうしたこととの関連はいかがか。

⇒【平山学長】

- ・8月の文部科学省(検討会)の中間報告は、助産師の10例の分娩介助体験を含む技術教育のように、保健師についても選択課程などで特化した教育を行うべきという意見に対応したものと考えている。今まで4年制の大学だと保健師・助産師・看護師の資格取得に繋がる看護学の基礎教育を行い、助産師については選択科目の追加履修コースで学ぶことを求めている。本学もこの基礎教育を充実させたカリキュラムを組んでいる。今回の中間報告では、助産師は選択だが、保健師の選択コース採用も可能とし、大学はやってもよいということになる。大学はこの3つの資格は保証するとして学生を募集しているので、急に保健師だけは別のコースを取るといった形にはできない点で問題がある。

本学では、学士課程で看護学の基礎を行い、この基礎とは、保健師、助産師、看護師の3職種に共通する専門の基礎を行うとしているので、その意味では教養教育は非常に重要であると位置づけ、単位数も多い。教養教育は、教養部がある総合大学とは違い、看護学に相応しい教養教育と言っており、社会人あるいは職業人としての自己を高めていく科目を自分で選んで学習するという理念で体系的に構成している。

【片桐専門委員】

- ・先ほどの話の中では、経営が苦しくなった時は受益者負担を考えるとということのようだが、岐阜県は今財政が大変厳しく徹底的な見直しをしているようだが、運営費交付金について来年度予算はどうか。

⇒【富田健康福祉部部長】

- ・これは病院も一緒だが、法人化すれば、その時は経費がかかるから予算が高くなる。今までは県という大きな枠の中でやってきて、やらなくてもよかったことが、今度は1つの法人になるので非常に経費がかかる。ただ、それは、病院にしても看護大学にしても将来きちんと社会的な役割を果たすための出発点なので、その点はきちんと予算要求していく。しかし、今後高いままいくと、一方では何のための努力なのかとなるので、一定の率でもってそこから努力する。必要な収入も確保しつつ、経費も元の水準より効率化により努力してほしいという方針で要求していく。

⇒【片桐専門委員】

- ・それが独法化される場合の一番の心配。看護大学には十分配慮してほしい。

【議題6】公立大学法人岐阜県立看護大学の役員報酬等の支給基準について

○設立団体(県立病院・看護大法人化推進室)から、法人の役員報酬等の支給基準について説明

[資料6、資料6-2]

○委員・専門委員からの意見・質疑

【石原委員】

- ・単身赴任手当の金額は、

⇒【長屋課長補佐】

- ・配偶者の住居との距離に応じて決まっているので一概にいくらとは言えない。後日、お知らせする。

【片桐専門委員】

- ・役員報酬は指定職俸給表を使っているわけだが、人勸を受けて毎年変わる。金額で定めるのが良いのか、指定職の何号俸と定めるのがよいのか、どう考えるか。金額で定めた場合は、毎年改正する必要がある。事務的な話なのでどちらでも良いが。

【片桐専門委員】

- ・役員に対して「勤勉」手当は出せるものなのか。

⇒【林委員】

- ・営利法人ではないが出せるのではないかと。

⇒【長屋課長補佐】

- ・役員に対しては、勤勉手当は出さず、期末手当だけであるが。

⇒【片桐専門委員】

- ・先ほどの説明で、評価をするという話だったが。

⇒【長屋課長補佐】

- ・地方独立行政法人法において、役員の業績が考慮されるものでなければならないとされている。これを受けて、先行法人等でも100分の10の範囲内で増減ができるという規定を設けている。

⇒【片桐専門委員】

- ・「勤勉」のようなニュアンスがあるのでおかしいと思うが。

⇒【長屋課長補佐】

- ・実質的に、勤勉手当に当たるとは思われる。

⇒【片桐専門委員】

- ・うちの法人でも理事長には勤勉手当は出さない。誰が理事長を評価するのかということになる。以上が気になったところではある。

○連絡事項等

以上